**大阪府内部統制評価報告書審査実施要領**

令和３年４月１日

最終改正　令和６年４月１日

内部統制評価報告書審査は、大阪府内部統制評価報告書審査基準（以下「審査基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

第１　評価手続に係る審査

審査基準第４条第３項の規定による評価手続の検討は、次のとおり行う。

一　評価体制については、独立的評価を適切に行える体制であるか等について検討する。

二　全庁的な内部統制の評価手続については、評価手続が各評価項目に対応して適切に実施されているか、前年度からの状況の変化が適切に反映されているか等について検討する。

三　業務レベルの内部統制の評価手続については、把握すべき内部統制の不備がリスク評価・点検シートにより漏れなく把握されているかについて検討するため、対象としているリスクが監査の結果及び会計局の会計実地検査の結果と概ね整合しているか、監査委員が設定したリスクの全部又は一部についてリスク評価・点検シートにより把握されているか、前年度からの状況の変化が適切に反映されているか検討する。また、リスク評価・点検シートによる各所属の自己点検が適切に行われているか、内部統制評価部局において各所属の自己点検結果の把握が適切に行われ、評価が実施されているか等についても検討する。

第２　評価結果に係る審査

１　審査基準第５条第１項の「内部統制に係る不適切な事項の有無」及び「内部統制が知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿った実施となっているかどうか」については、監査結果及び会計局の会計実地検査の結果も踏まえて評価結果の内容を判断する。

２　審査基準第５条第１項の「リスク評価・点検シート等、知事との意見交換、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対する質問等」にはリスク評価・点検シート以外の記録の閲覧を含む。

３　審査基準第５条第１項の規定による検討は、次のとおり行う。

一　全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果については、各評価項目について知事が行った評価結果及びその根拠等を確認し、当該評価結果が適切かどうか検討する。

二　業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果については、各評価項目について知事が行った評価結果及びその根拠等を確認し、リスク評価・点検シートで掲げられたリスク、監査等において把握されたリスク等についてのそれぞれの対応策、知事が把握した不備及びその改善又は是正の状況並びに監査委員が必要と判断した事項に関して、監査等で得られた知見及び会計局の会計実地検査の結果も踏まえて、当該評価結果が適切かどうか検討を行う。

第３　監査等で把握した不備の取扱い

審査基準第７条第１項の規定により監査委員が指摘を行い、改善又は是正を求めた不備については、評価基準日までに改善又は是正がなされたものを除き、同条第２項の規定による監査委員が把握した不備として取り扱う。

第４　審査に当たり内部統制に不備を把握した場合の取扱い

審査基準第９条の規定により監査委員が改善又は是正を求めた整備上又は運用上の不備があるときは、当該不備について評価基準日までに改善又は是正がなされたか、及び内部統制評価報告書で報告されているかを確認するとともに、その改善又は是正に関する知事の評価が適切かを併せて検討する。

第５　監査委員の判断基準及び意見

１　監査委員が定める審査基準第11条第２項の審査における判断基準は、別紙１のとおりとする。

２　監査委員が定める審査基準第11条第２項の意見は、別紙２のとおりとする。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から実施する。